

令和6年度県内中小企業のためのデジタル人材育成事業業務委託に係る質問への回答

No.	項目	質問	回答
1	実施要項	参加資格に「過去2年間に国または地方公共団体と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること」と記載があるが、仕様書に記載の役務について、それぞれ別プロジェクトとして経験があれば資格があるとみなしてよいか。それとも1つのプロジェクトとして全てをまとめて経験している必要があるか。	当該案件の主たる業務である「地域のデジタル人材育成事業」に関し、同種の契約を履行されているものを実績としてみなします。仕様書4に記載のある業務内容の全てを同一契約として実施することを求めているものではありません。
2		予算積算について、講師等に係る予算(謝金単価等)のガイドライン(算出根拠)のようなものがあるか。ある場合は提供してもらえるか。	ありません。
3	仕様書P1 (1)交流会	交流会について「受託者は県と調整の上、講師、専門家及び講演を行う先進企業2社を選定し、決定すること」とあるが、「講師、専門家及び講演を行う先進企業2社」は県で事前想定等を持っているか。	事前想定はありません。 県と協議の上、受託者に選定をお願いします。
4	仕様書P3 (2)ヒアリング調査	ヒアリング調査について「50社以上からヒアリングにより調査すること。企業の選定にあたっては、事前に県と協議すること」とあるが、「ヒアリング対象企業」は県で事前想定等を持っているか。	事前想定はありません。 県と協議の上、受託者に選定をお願いします。
5	仕様書P4 (4)DX推進講座	基礎レベル、応用レベル及び発展レベルについて、そのそれぞれの難易度設定イメージとして以下の例とイメージが近いか遠いか。またイメージしている、より詳細な情報がほしい。 ・例1 [基礎レベル] = ITを活用した目的達成を、自ら検索して課題解決、実行までたどり着くためのスキル ・例2 [応用レベル] = DX実現に不可欠なソフトウェアを操作することができるスキル(例: Googleフォーム、スプレッドシート) ・例3 [発展レベル] = 簡単なコードを読み書きできる。また、高度ソフトウェア、あるいはAIを用いた業務遂行できる程度のスキル(例: ChatGPT、ノーコード、RPAなど)	講座テーマにより変わってくるため、明確なレベルの区分はありませんが、おおよそ以下のようなイメージでレベル区分をしています。 基礎…初心者向け、初歩的な知識・技術の習得 応用…中級者向け、実践的な知識・技術の習得 発展…上級者向け、社内実装するための知識・技術の習得
6		「(4)DX推進講座について」は原則ライブ配信で提供とあったが、オンライン学習教材を期間中提供することを追加は可能か。また、当該事項は審査において加点となり得るか。	オンライン学習教材をご提案いただくことは可能です。 審査は、実施要項に記載の審査項目に沿って、企画提案書及びプレゼンテーションをもとに審査員が総合的に評価するものとなります。
7		延べ36講座に関して、全てゼロからオリジナル制作が必要か。例えば、既にあるコンテンツを部分的に可変する形での提案も可能か。	提案いただくことは可能です。 ただし、著作権侵害等にならないコンテンツを使用してください。
8		昨年度実施分等、既存の講座コンテンツはあるか。ある場合、閲覧は可能か。	あります。 受託者決定後、閲覧いただくことは可能です。
9		「令和5年度事業により提案された講座企画案」は閲覧可能か。	公告のホームページ「5 実施要項等」に掲載している「(参考資料)DX推進講座企画案」をご確認ください。
10		DX推進講座メニューでは1コース18時間となっているようだが、仕様書では1コース36時間程度との記載となっている。DX講座の企画は1コース36時間程度ということでしょうか。	原則1コース36時間程度としています。
11		DX推進講座の講師について、県の事前想定等はあるか。	事前想定はありません。 県と協議の上、受託者に選定をお願いします。
12		「参加申込者数4,200人以上とする」とあり、かなり目標数が高いが、目標を達成できなかった場合はどうするのか。(例: 最後まで募集を継続する、何らかのペナルティが課される等) また、過去の当事業について目標の達成度合い等を教えてほしい。	年度末まで募集を継続し、達成できなかった場合はその理由の分析をお願いします。 目標数は各講座の申込者数を累計した数字であり、昨年度は達成しています。

令和6年度県内中小企業のためのデジタル人材育成事業業務委託に係る質問への回答

No.	項目	質問	回答
13	契約書	再委託については、契約書第3条にて規定されているが、その他、再委託に係る制約(例:委託費全体のうち、外部に発注する費用が〇〇%以内でないと不可)等はあるか。	ありません。
14	その他	過去の事業での交流会、ネットワーク会議、DX推進講座への参加者数を教えてほしい。	別添「令和5年度事業実績」をご確認ください。
15		今回は委託契約とのことだが、事業終了後に実際にかかった額を精算し、その額が支払われるのか。例えば、旅費ならば、旅費計算書等を証拠として提出し、かかった旅費のみが支払われるのか。人件費ならば、業務日誌等を証拠として提出し、かかった人件費のみが支払われるのか。	契約で締結した契約金額をお支払いします。

埼玉県産業労働部産業人材育成課

総務・職業訓練進担当

電話:048-830-4598

E-mail: a4590-03@pref.saitama.lg.jp